# 長野工業高等専門学校技術支援部規則

最終改正 令和6年3月21日

#### (趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条第1項の規定に基づき、長野工業高等専門学校(以下「本校」という。)に技術支援部を置き、必要な事項を定める。

## (組織)

- 第2条 技術支援部に,技術支援部長,技術長,技術専門員,技術専門職員及び技術職員を置く。
- 2 技術支援部長は、校長の命を受け、技術支援部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督することとし、事務部長をもって充てる。
- 3 技術長は,上司の命を受け,技術専門員,技術専門職員及び技術職員の業務を統括 する。
- 4 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術をもって、技術に従事する。
- 5 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的な技術をもって、技術に従事する。
- 6 技術職員は、専門的な技術をもって、技術に従事する。

#### (所掌業務)

- 第3条 技術支援部においては、教育研究に係る次の業務を行う。
  - 一 学生の実験及び実習の技術的指導に関すること。
  - 二 学生の課外活動の技術的指導に関すること。
  - 三 学生の教育教材作成に関する支援に関すること。
  - 四 卒業研究に関する技術的指導に関すること。
  - 五 教員の研究活動に関する支援に関すること。
  - 六 民間との共同研究及び地域連携業務に関する技術的支援に関すること。
  - 七 新技術開発に関する技術的支援に関すること。
  - 八 実験室,実習室の設備・備品の維持管理に関すること。
  - 九 技術の研究、改善、継承及び保存に関すること。
  - 十 技術教育センター,情報教育センター,地域共同テクノセンター,高速信号伝送評価センター及びソーシャルイノベーション・サポートセンターの管理運営の支援に関すること。
  - 十一 その他技術支援部の管理運営に関すること。

(技術班)

- 第4条 技術支援部に,前条で定める所掌業務を分掌させるため,第一技術班,第二技術班,第三技術班及び第四技術班(以下「技術班」という。)を置く。
- 2 各技術班に,主査を置き,技術長,技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。
- 3 主査は、上司の命を受け、当該技術班の業務を掌理するとともに、技術班相互の連絡調整に当たり、当該技術班の所属職員に対し技術的な指導・育成に当たる。
- 4 各技術班に所属する主査以外の職員は、技術専門職員及び技術職員とする。

## (技術班の分掌業務)

- 第5条 第一技術班は、次の業務を行う。
  - 一 第3条第一号から第九号及び第十一号に掲げる業務
  - 二 第3条第十号に掲げる業務のうち,技術教育センターの管理運営の支援に関すること。
- 2 第二技術班は、次の業務を行う。
  - 一 第3条第一号から第九号及び第十一号に掲げる業務
  - 二 第3条第十号に掲げる業務のうち、情報教育センターの管理運営の支援に関すること。
- 3 第三技術班は、次の業務を行う。
  - 一 第3条第一号から第九号及び第十一号に掲げる業務
  - 二 第3条第十号に掲げる業務のうち、地域共同テクノセンターの管理運営の支援 に関すること。
- 4 第四技術班は、次の業務を行う。
  - 一 第3条第一号から第九号及び第十一号に掲げる業務
  - 二 第3条第十号に掲げる業務のうち、高速信号伝送評価センター及びソーシャル イノベーション・サポートセンターの管理運営の支援に関すること。

## (研修)

- 第6条 技術支援部長は、技術支援部の職員の研修に務めなければならない。
- 2 研修は、現に就いている職又は就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識及び技術等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力及び資質等を向上させる内容のものとする。

#### (管理運営)

第7条 技術支援部の管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を 経なければならない。

# (事務)

第8条 技術支援部に関する事務は、同部において処理する。

(その他)

第9条 各技術班は、連携を密にし、技術支援部の円滑な運営を図るものとする。 2 この規則に定めるもののほか、技術支援部に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校技術室規則(平成21年4月1日制定)は,廃止する。

附則

この規則は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年8月1日 一部改正)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日 一部改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。